

## 避難所生活における共通ルール案（例）

### 1 全般的事項

この避難所の共通ルールは次のとおりです。

避難する方は、守るよう心がけてください。

\_\_\_\_\_ 避難所運営本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者などの代表や施設（学校）管理者、区職員からなる避難所運営本部（以下「運営本部」という。）を組織します。  
会議は、原則毎日午前\_\_\_\_時と午後\_\_\_\_時に開催します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、世帯単位で登録する必要があります。  
避難所を退所するときは、必ず運営本部に転居先を連絡してください。  
犬、猫など動物類を屋内に入れることは禁止します。また、避難者に迷惑がかからないようにしてください。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は器材等が配置されている特別教室などの危険な部屋には、避難できません。  
避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 6 食糧・物資は、原則として要配慮者に配慮しながら、配給します。  
食糧・物資は、避難者の居住グループごとに配給します。  
特別な事情がある場合は、運営本部の理解と協力を得てから配給します。  
配給は、在宅避難者等にも等しく行います。  
ミルク・おむつなど特別な要望は、要配慮者班に連絡してください。
- 7 消灯は、夜\_\_\_\_時です。  
廊下は点灯したままとし、居室空間（体育館など）は照明を落とします。  
職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 8 放送は、夜\_\_\_\_時で終了します。
- 9 電話の使用時間は、午前\_\_\_\_時から夜\_\_\_\_時までです。  
災害時特設公衆電話は、緊急用として、発信のみの利用とします。  
通信機能が復旧し、施設の一般電話に受信があった場合には、放送により呼び出しを行います。  
個人の携帯電話の利用に当たっては、マナーモードに設定し、他の避難者の迷惑とならないよう配慮してください、通話は、原則、屋外で行うこととします。
- 10 トイレの清掃は、午前\_\_\_\_時、午後\_\_\_\_時に、避難者が交替で行うことにします。  
清掃時間は、放送を行います。  
水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。

- 11 飲酒は、禁止します。喫煙は、所定の場所のみとします。なお、裸火の使用は厳禁とします。
- 12 ゴミは、分別して指定された場所（ \_\_\_\_\_ ）に出してください。
- 13 各種伝達情報は、避難者の掲示板に貼り出します。
- 14 避難者の皆さんは、自主的に避難所運営に参加してください。

下線部は、運営会議において設定する。

## 2 物資・食糧品

物資・食糧等の配布については、次の方針に従い行います。

避難者は、御理解・御協力をお願いします。 \_\_\_\_\_ 避難所運営本部

- 1 物資・食糧・水などは公平に分配します。
- 2 数量が不足し避難者全員に配布できない物資などは、要配慮者を優先して配分します。
- 3 物資・食糧の配布は、各居住グループのグループリーダーにお渡ししますので、各グループ内で分配するようにしてください。
- 4 食糧は、毎日午前\_\_\_\_時、正午、午後\_\_\_\_時に配布します。また、物資の配布は、毎日\_\_\_\_時に配布します。いずれも食糧物資班が配布しますので、秩序を守って班員の指示に従い受け取ってください。
- 5 配布する物資などの内容、数量は、その都度、放送などで避難者へ伝達します。
- 6 各自必要な物資などは、食糧・物資班に相談してください。

下線部は、運営会議において設定する。

## 3 ペット飼育

### ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

\_\_\_\_\_ 避難所運営本部

- 1 ペットの飼育と管理は、飼い主が責任を持って行ってください。
- 2 ペットを屋内で飼育することはできません。指定された場所につなぐか、ゲージの中で飼ってください。
- 3 飼育場所の清掃や消毒等の管理は、飼い主の皆さんが共同で行ってください。
- 4 ペットの苦情や、危害の防止に努めてください。
- 5 ペットの排便は、必ず屋外の指定された場所でさせ、後始末を行ってください。
- 6 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- 7 ノミをはじめとした衛生害虫の駆除に努めてください。
- 8 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- 9 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに保健衛生班へ連絡してください。